平成２５年（フ）第５４７号
千葉市美浜区高洲２丁目８番８棟618号
債務者　穐葉　保夫
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５６７号
千葉県市原市西国吉1714番地12
債務者　石川　　寿
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２０６号
新潟市東区上木戸４丁目１番24号
債務者　熊谷　　恒
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０９号
新潟市西蒲区巻甲1570番地８、前住所新潟市西蒲区仁箇2745番地70
債務者　樋木　秀一
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１０号
新潟市西蒲区巻甲1570番地８、前住所新潟市西蒲区仁箇2745番地70
債務者　樋木　純子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１５号
新潟市江南区北山1007番地
債務者　阿部　亮太
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１９号
新潟市西区内野上新町12649番地
債務者　古俣　敬一
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７５号
滋賀県彦根市小泉町678番地２　108号
債務者　河津　明紀
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１９１号
兵庫県姫路市東夢前台２丁目65番地１棟1005号
債務者　宮地　章子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２１７号
兵庫県姫路市大塩町2054番地165
債務者　山根　祥克
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２４８号
兵庫県加古川市平岡町土山459番地の６　マイコーポ土山308号
債務者　高橋　年次
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２７１号
兵庫県加古川市別府町新野辺574番地の111
債務者　八木清一郎
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２７５号
兵庫県加古川市尾上町口里189番地の３
債務者　三木屋惠美子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２０５号
沖縄県那覇市前島２丁目12番20号　コーポ上地１階
債務者　渡嘉敷美代子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２１１号
宮城県宮城郡利府町葉山１丁目52番地１　葉山住宅705号
債務者　阿部沙紀子（旧姓佐々木・白井）
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１７号
秋田県大仙市長野字新山217番地９
債務者　福嶋　幸二
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第１４号
福島県白河市萱根鳥子山３番地５
債務者　渡部　恵子（旧姓小抜）
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
茨城県日立市十王町高原333番地６　聖孝園
債務者　矢代　三男
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
水戸地方裁判所日立支部